　森林づくり提案事業実施要領

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 平成１８年４月３日

平成２１年４月１日

平成２２年４月１日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 平成２４年５月１日

平成２５年４月１日

平成２７年４月１日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　 平成２９年４月３日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　　　平成３１年４月１日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 令和　２年４月１日

令和３年３月２６日

令和 ６年４月１日

第１　趣旨

　　この要領は、大分県森林環境保全推進関係事業費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）に規定するもののほか、森林づくり提案事業（以下「事業」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

第２　目的

　　県民の理解と協力のもとに、森林環境を保全し、森林をすべての県民で守り育てる意識を醸成するため、県民が自ら企画し行う森林の役割や森林づくりの重要性についての理解や関心を高めるための活動等を支援する。

第３　事業内容

１　要綱別表１に掲げる補助対象事業の内容は、次のとおりとする。

　（１）森林づくり活動

　　　　県民参加のもと、事業実施主体が自ら企画し行う植栽や保育、竹林整備等、森林の整備や保全を目的とした活動とする。

　（２）森林環境教育活動

　　　　森林の役割や森林づくりの重要性について、県民の理解や関心を高めるために、事業実施主体が自ら企画し行う、参加者体験型の活動とする。

２　前項の規定にかかわらず、以下のいずれかに該当する活動は、対象としない。

　（１）大分県民を対象としていない活動

　（２）申請時に、年間の予定活動参加者数の合計が１０人未満の活動

　（３）実績報告時に、年間の活動参加者数実績が１０人未満の活動

（４）営利を目的とする活動

（５）　政治または宗教目的で行う活動

　（６）　他団体への補助（助成）等を目的とした活動

　（７）　物品の購入のみ等、自ら行う活動を伴わないもの

（８）　類似の趣旨かつ同一の場所で行う活動で他の補助金を活用しているもの。

（９）　同一の内容で本事業による補助金を活用した活動が３年以上となるもの

　　　　（ただし、大分県森林づくり提案事業審査会の審査で、別紙２に基づき認められた

活動は除く）

第４　交付単価及び補助対象経費

１　要綱別表１に掲げる交付額および補助対象経費は次のとおりとする。

（１）活動促進費の交付額の決定

　　各団体が実施する森林づくり活動及び森林環境教育活動を促進するため、活動企画書（様式２－１）にあげる１提案あたり参加予定者合計（参加者数区分）に応じて、交付額を決定する。

　　なお、１つの提案で複数の活動を行う団体も１提案として交付額を決定するものとする。

|  |  |
| --- | --- |
| 参加者数区分（人） | 交付額（円） |
| １０～３０ | ４，０００ |
| ３１～６０ | １２，４００ |
| ６１～９０ | ２４，４００ |
| ９１～ | ３６，４００ |

　ただし、次のものは参加者数として含めることができないものとする。

　　①主たる活動の前に行う事前整備作業等の準備を外部委託する際の作業員、立ち会い等を行う事業実施主体の構成員等

　　②報償費を支給予定の講師・インストラクター・指導者等（講師等の運転手・付き添い者等を含む）

　　③会議、打ち合わせ、現場確認等の主たる活動に付随する活動の参加者

　　④その他、団体が整備した活動地の見学等を目的とした来場者や活動に参加していない者

（２）資材購入・機材リース費等補助

　要綱別表１に定める資材購入・機材リース費のうち、対象となる資機材等及び補助上限額は以下のとおりとする。

　ただし、機材リース費補助については、個人所有物の借用は補助対象外とする。

　なお、前項で定める活動促進費の交付を受けて購入または賃借した資機材及び支出した外部講師報償費等は補助対象外とする。

①3名以上の県民で構成された団体

（構成員の1/2以上が同一企業の者である団体、市町村が構成員に含まれ、かつ、運営費の1/2以上を公共団体の資金で補われている団体を除く）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 区分 | 項目 | 補助率 | 補助上限単価 |
| 資材購入 | 苗木及びそれに付帯する肥料、支柱 | 10/10  以内 |  |
| 鳥獣害防止資材 |
| 木工教室で使用する原材料 |
| しいたけ原木（森林環境教育を目的とするもの） |
| しいたけ種駒（森林環境教育を目的とするもの） |
| 機材リース等 | 貸切バス借り上げ |
| 樹木粉砕機 |
| トラッククレーン | 12,600円／日 |
| バックホウ | 10,500円／日 |
| トラック（排気量660cc以上のもの） | 8,600円／日 |
| 軽トラック（排気量660cc未満のもの） | 4,500円／日 |
| マイクロバス（レンタカー会社等から賃借するもの） | 30,700円／日 |
| 発電機 | 1,060円／日 |
| 外部講師報償費 | 8,000円／日 |

②市町村・森林組合・企業、構成員の1/2以上が同一企業の者である団体、市町村が構成員に含まれ、かつ、運営費の1/2以上を公共団体の資金で補われている団体

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 区分 | 項目 | 補助率 | 補助上限単価 |
| 資材購入 | 苗木及びそれに付帯する肥料、支柱 | 1/2以内 |  |
| 鳥獣害防止資材 |
| 木工教室で使用する原材料 |
| しいたけ原木（森林環境教育を目的とするもの） |
| しいたけ種駒（森林環境教育を目的とするもの） |
| 機材リース等 | 貸切バス借り上げ |
| 樹木粉砕機 |
| トラッククレーン | 6,300円／日 |
| バックホウ | 5,250円／日 |
| トラック（排気量660cc以上のもの） | 4,300円／日 |
| 軽トラック（排気量660cc未満のもの） | 2,250円／日 |
| マイクロバス（レンタカー会社等から賃借するもの） | 15,350円／日 |
| 発電機 | 530円／日 |
| 外部講師報償費 | 4,000円／日 |

①②のうち、鳥獣害防止資材については、当年度事業で実施する植栽に付帯し、一体的に設置するものに限る。

２　遂行状況の確認

（１）事業実施主体は、事業内容の変更等により、新たに補助対象経費が追加される場合は、知事に事前相談を行うとともに、知事の求めに応じ遂行状況の報告を行うものとする。

（２）知事は前項の規定による報告等があった場合は、必要に応じ、定期的に遂行状況の確認や現地確認等を行い、事業の内容及び経費の把握に努めるものとする。

（３） 活動促進費の交付額の算出にかかる活動参加者数及び活動日の確認は、写真により行うものとする。

（４）機材リース等のうち、補助上限額を定めた項目については、補助金額の算出にあたっては、実行経費と比較し、補助上限額といずれか低い金額を交付額とする。

（５）前項で定める機材リース費等の補助金額の算出にあたって、事業実施主体は、見積書または領収書の写し等、金額の根拠となる資料を提出するものとする。

第５　対象事業の選定

　　　対象事業は、知事が別に定める提案募集期間に応募のあったものの中から、「大分県森林づくり提案事業審査会」で審査し、採択された事業から選定する。

２　審査は、提出された応募書類により、「大分県森林づくり提案事業審査会」に出席した各審査員が、森林づくり提案事業審査基準（別紙１）に基づき、採点するものとする。

　　なお、審査において、審査委員長が必要と認めた場合は、提案者に説明を求めることができるものとする。

３　採択の可否は、別紙２の評価基準を満たす事業について採択するものとする。

第６　助成措置等

知事は、選定した事業について、予算の範囲内において、要綱により補助するものとする。

ただし、補助金の適正な交付等を行うために、選定した事業に修正を加え、または条件を付すことがある。

第７　事業の公開

選定の公正性及び透明性を確保するため、助成の対象となった事業については、その事業内容等を公開する。

第８　事業の実施

　（１）事業実施主体は、森林ボランティア等による森林づくり活動の実施にあたっては、作業の安全確認や事故の未然防止、緊急時の対処法を身につける等により適切な安全管理に努めるとともに、万一の事故に備え保険への加入に努めること。

　（２）事業実施主体は、大分県森林づくりボランティア支援センターへ森林づくりボランティア団体の登録の手続きを行うよう努めること。

　（３）事業の実施に当たっては、大分県森林環境税を活用した事業である旨を事業現地に表示するよう努めること。

（４）参加者の募集にあたっては、広く周知を行い、森林をすべての県民で守り育てる意識の醸成に努めること。

　 （５）事業実施主体は、必要に応じ参加者から負担金を徴収する等、自主財源の確保を図り、継続的な活動が維持できるよう努めること。

　（６）事業実施主体は、活動地の土地所有者から承諾を得たうえで活動を行うこと。

　（７）資材購入・機材リース費等の補助を受ける団体が事業実施主体の構成員が所属する法人と、資材購入または機材リース等の契約を締結する場合は、２者以上から見積りを取得すること。

第９　事業実施の報告等

１　申請に添付する書類

要綱別表２に定めるその他実施要領に定める書類は、次のものをいう。

　（１）その他実施要領に定める書類

　　　　ア　確認書（様式１）

イ　活動企画書（様式２－１）

ウ　団体概要及び収支計画書（様式２－２）

エ　位置図

　　　　オ　土地所有者の承諾書の写し

２　実績報告に添付する書類

要綱別表３その他に掲げる書類は、次のものをいう。

　（１）実施状況写真

　　　　ア　報償費支払対象者の指導状況写真（日毎）

イ　その他知事が必要と認める写真

　（２）その他実施要領に定める書類

　　　　ア　活動実績書（総括表、個別表）（様式３－１、２）

　　　　イ　活動参加者確認票（様式３－３）

　　　　ウ　収支明細書（様式３－４）

エ　位置図

オ　実施区域図（活動実施区域、委託実施区域が分かるもの)

　　　　キ　団体の構成員名簿（市町村は除く）

　　　　ク　参加者募集チラシの写し

ケ　資材購入・機材リース費補助を受けた資材またはリース機材の領収書又は請求書の内訳（品名、数量、単価）が確認できる書類の写し（領収書又は請求書で確認できる場合は除く）

コ　２者からの見積書（資材購入・機材リース費補助を受ける団体のうち、事業実施主体の構成員が所属する法人から資材の購入または機材のリース等を行う団体のみ）

　　　　サ　土地所有者の承諾書の写し（補助金交付申請から変更があった場合）

　　　　シ　その他知事が必要と認める書類

３　報告事項

　　知事は、必要に応じて、事業実施主体に対し、事業執行状況、実施後の効果及び管理等の報告を求めることができる。

第 10　指導体制

知事は、必要に応じて、事業実施主体に対し、事業の実施等について、助言・指導を行うものとする。

第11 その他

　　この要領に定めるもののほか、この事業に必要な事項は、別に定めるものとする。

附　則　　　　この要領は、平成１８年度事業から適用する。

附　則　　　　この要領は、平成２２年度事業から適用する。

附　則　　　　この要領は、平成２４年度事業から適用する。

附　則　　　　この要領は、平成２５年度事業から適用する。

附　則　　　　この要領は、平成２７年度事業から適用する。

附　則　　　　この要領は、平成２９年度事業から適用する。

附　則　　　　この要領は、平成３１年度事業から適用する。

附　則 この要領は、令和　２年度事業から適用する。

附　則　　　　この要領は、令和　３年度事業から適用する。

附　則　　　　この要領は、令和　６年度事業から適用する。